平成２９年（フ）第２２７０号
東京都江戸川区興宮町16―８―403
債務者　星野　翔吾
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２７９号
東京都板橋区東新町２丁目58―３―105
債務者　安井　　翔
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２８０号
東京都品川区八潮５丁目12―69―804
債務者　高橋　弘芳
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２８３号
東京都世田谷区喜多見６丁目11―１―305
債務者　佐久間鐘浩
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２８６号
東京都世田谷区上北沢３丁目35―３―201
債務者　沼　かほる
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２８９号
東京都新宿区戸山２丁目９―111
債務者　岡原　康男
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２９０号
東京都江東区亀戸４丁目23―２―601
債務者　山田　史佳
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２９３号
東京都大田区西糀谷２丁目16―５
債務者　伊藤　妙子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２９５号
茨城県小美玉市野田1339―１　ハートワン小川
債務者　高木　善衛
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２９６号
東京都葛飾区堀切８丁目11―15―208
債務者　南野　利典
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２９７号
東京都江戸川区中葛西８丁目17―１
債務者　飯田　祐介
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３０２号
東京都西東京市緑町１丁目５―３―205
債務者　板橋　正二
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３０６号
東京都大田区南蒲田３丁目４―３―105
債務者　工藤　耀子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３１６号
東京都大田区上池台５丁目14―８
債務者　菅原　松雄
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３２０号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目９―８　サントノーレ阿佐谷第３　102
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部